

特別養護老人ホーム 下亀田紀行 利用料金表

入 所

(ユニット型個室)

〒963-8032

福島県郡山市字下亀田3番地の1

社会福祉法人 藹々

特別養護老人ホーム下亀田紀行

TEL 024-983-3785

FAX 024-927-1123

事業所番号(0770303758)

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

【平成27年8月1日現在】

	利用負担段階	一部負担	居住費	食事負担額	日 額	月額(30日) 1割	月額(30日) 2割
要介護1	第1段階	625円	820円	300円	1,745円	52,350円	71,100円
	第2段階		820円	390円	1,835円	55,050円	73,800円
	第3段階		1,310円	650円	2,585円	77,550円	96,300円
	第4段階		1,970円	1,380円	3,975円	119,250円	138,000円
要介護2	第1段階	691円	820円	300円	1,811円	54,330円	75,060円
	第2段階		820円	390円	1,901円	57,030円	77,760円
	第3段階		1,310円	650円	2,651円	79,530円	100,260円
	第4段階		1,970円	1,380円	4,041円	121,230円	141,960円
要介護3	第1段階	762円	820円	300円	1,882円	56,460円	79,320円
	第2段階		820円	390円	1,972円	59,160円	82,020円
	第3段階		1,310円	650円	2,722円	81,660円	104,520円
	第4段階		1,970円	1,380円	4,112円	123,360円	146,220円
要介護4	第1段階	828円	820円	300円	1,948円	58,440円	83,280円
	第2段階		820円	390円	2,038円	61,140円	85,980円
	第3段階		1,310円	650円	2,788円	83,640円	108,480円
	第4段階		1,970円	1,380円	4,178円	125,340円	150,180円
要介護5	第1段階	894円	820円	300円	2,014円	60,420円	87,240円
	第2段階		820円	390円	2,104円	63,120円	89,940円
	第3段階		1,310円	650円	2,854円	85,620円	112,440円
	第4段階		1,970円	1,380円	4,244円	127,320円	154,140円

介護保険対象加算(該当者のみ必要となるサービス費)

	加算項目	内 容	日 額 1割	月 額 (30日) 1割	日 額 2割	月 額 (30日) 2割
その他 加算 料 金	初期加算	入所日から30日以内の期間 (入院後の再入所の場合も同様)	30円	900円	60円	1,800円
	個別機能訓練加算	機能訓練指導員による機能訓練を行った場合	12円	360円	24円	720円
	栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を配置し栄養ケア計画を作成実施	14円	420円	28円	840円
	看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4円	120円	8円	240円
	看護体制加算(Ⅱ)口	看護職員数が基準より1名以上多く配置し、24時間の連絡体制を確保している場合	8円	240円	16円	480円
	日常生活継続支援加算		46円	1,380円	92円	2,760円
	外泊時費用	入院または居宅における外泊を認めた場合(6日を限度)	246円	1,476円	492円	2,952円
	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に月1回以上指導を行い、口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している場合	-	30円	-	60円
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合	-	110円	-	220円
	経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取において摂食機能障害や誤嚥を有する入居者に対し経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	-	400円	-	800円
	療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合	18円	540円	36円	1,080円
	退所時相談援助加算		400円	-	800円	-
	退所前連携加算		500円	-	1,000円	-
	精神科医療養指導加算	精神科医による療養指導が月2回以上行われている場合	5円	150円	10円	300円
	看取り介護加算1	死亡日以前4日以上30日以下	144円	-	288円	-
	看取り介護加算2	死亡日前日及び前々日	680円	-	1,360円	-
	看取り介護加算3	死亡日当日	1,280円	-	2,560円	-
	夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合	18円	540円	36円	1,080円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数1割又は2割に5.9%を乗じた単位数				

介護保険対象外

	料金項目	内 容	料 金
別途 料 金	理美容代	委託業者による理美容料金	実 費
	電気製品使用料	施設内で電気製品を使用した場合	実 費
	預かり金管理費	施設で金銭管理を行った場合	実 費
	日用品費	日常生活上必要な物品	実 費

※ その他

(病院受診代、個人使用の電話代、コピー代、レクリエーションやクラブ活動等の必要経費、特別な食事、個人的な嗜好品や食品、など)

○ 利用料金は法令改正や施設の体制等により変更になることがあります。